

環境保全に関する基準の検討方針について

1 第6回検討委員会における目的

- 環境保全に関する基準の検討方針を定める。

2 環境保全に関する基準の検討方針(案)

廃棄物処理施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されている“施設の技術上の基準”に適合するとともに、“施設の維持管理の技術上の基準”に基づき適切に運営管理されなければなりません。これと同時に、公害防止及び環境保全に係る関係法令の規制を受け、施設立地場所に応じて、規制基準（公害防止基準）を設けることとなります。

ごみ処理施設では、排ガス中の有害物質（ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類）に係る排出基準について、国や条例で定められたものよりも厳しい基準値を自主的に定められることが通例です。

今年度の基本構想においては、公害防止基準の検討方針を定めます。法令による基準（環境基準及び規制基準）の遵守を大前提とし、現有施設の公害防止基準及び運転管理状況、技術的に達成可能な水準、他都市での設定事例、科学的な根拠、経済性（イニシャルコスト、ランニングコスト）等に配慮しつつ、平成27年度以降の施設整備基本計画において具体的な公害防止基準の検討・設定を行うこととします。

また、ごみ処理施設から発生する排ガス、排水等の環境影響だけでなく、ごみ収集車両の走行による騒音や振動等の影響、地域交通の安全や利便性等の影響についても配慮することとします。

なお、具体的な環境保全措置については、平成27年度以降に実施する生活環境影響調査の結果を遵守することとします。

**法令で定められた、環境基準(大気、水質、土壌、騒音)、
規制基準(排ガス、排水、悪臭、騒音、振動)の遵守 【大前提】**

【留意しなければならないこと】

- ・ 施設立地場所周辺の環境に関する現況
- ・ 現有施設の公害防止基準及び運転管理状況
- ・ 技術的に達成可能な水準
- ・ 他都市での設定事例
- ・ 科学的な根拠
- ・ 経済性(イニシャルコスト、ランニングコスト)
- ・ ごみ収集車両の走行による騒音や振動等の影響、地域交通の安全や利便性への影響など

**施設整備基本計画において、
公害防止基準(自主基準)の検討・設定を行う**